

2024年4月1日

お客さま 各位

株式会社 荘内銀行

## 「担保品預り証」の取扱いについて

平素は当行をご愛顧いただき厚くお礼申し上げます。

さて、これまで当行では、お客さまのご預金を担保とした融資をさせていただく際には、担保を差し入れていただく預金証書等をお預かりのうえ、必要に応じて、当行所定の「担保品預り証」を発行し、お渡ししておりました。

この「担保品預り証」は、融資が完済等するまで、お客さまのもとで保管していただいておりますが、2024年4月1日以降、次のとおり取扱いを変更させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

- 新たにご預金を担保とした融資をさせていただく際には、「担保品預り証」を発行せず、別途当行に差し入れていただく契約書（担保差入証）の写しを交付させていただきます。
- 既に発行し、お渡ししている「担保品預り証」のご返却は不要とさせていただきます。

なお、ご不明な点がございましたら、お手数ですが、お取引店までお問合せください。